

2016年 2月改訂

貯法 室温保存、気密容器

動物用医薬品

承認指令書番号 23動薬第2864号

販売開始 2007年 6月

指定 使用基準

イベルメクチン製剤

ランバーム[®] 散 0.6%

333g

成分及び分量：本品100g中 イベルメクチン 0.6g

効能又は効果：豚の下記の内部寄生虫及び外部寄生虫の駆除

豚：内部寄生虫 - 豚回虫、豚腸結節虫及び豚糞線虫

外部寄生虫 - 疥癬ダニ(穿孔ヒゼンダニ)、プタジラミ

用法及び用量：1日体重1kgあたりイベルメクチンとして100μgを7日間飼料に均一に混じて投与する。

体重別1頭あたりの本剤必要量

体重(kg)	30	60	90	150	200	250	300
1日量(g)	0.5	1.0	1.5	2.5	3.3	4.2	5.0
7日間量(g)	3.5	7.0	10.5	17.5	23.1	29.4	35.0

注意—使用基準の定めるところにより使用すること

(基本的事項)

(使用上の注意)

1 守らなければならないこと

【一般的注意】

- (1) 本剤は効能・効果において定められた目的にのみ使用すること。
- (2) 本剤は定められた用法・用量を厳守すること。
- (3) 本剤は獣医師の指導の下で使用すること。
- (4) 本剤は、「使用基準」の定めるところにより使用すること。

注意：本剤は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の4の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた動物用医薬品ですので、使用対象動物(豚)について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守してください。
豚：食用に供するために殺する前7日間

【使用者に対する注意】

- (1) 本剤は動物用医薬品であるため、人体用として使用しないこと。

【取扱い及び廃棄のための注意】

- (1) 小児の手の届かないところに保管すること。
- (2) 本剤の保管は直射日光、高温及び多湿を避けること。
- (3) 使用済みの容器は、地方公共団体条例等に従い処分すること。
- (4) 本剤を廃棄する際は、環境や水系を汚染しないように注意し、地方公共団体条例等に従い処分すること。

2 使用に際して気を付けること

【使用者に対する注意】

- (1) 誤って薬剤を飲み込んだ場合は、直ちに医師の診察を受けること。

【豚に関する注意】

- (1) 副作用が認められた場合には、速やかに獣医師の診察を受けること。

(専門的事項)

【対象動物の使用制限等】

- (1) 本剤は飼料に添加し豚にのみ使用するように製剤化されているので、他の動物種には投与しないこと。

【重要な基本的注意】

- (1) 本剤は飼料添加剤であるので、それ以外の投与方法(強制経口、筋肉内、皮下投与等)は行わないこと。
- (2) イベルメクチンの疥癬ダニに対する効果は即効的ではないので、感染が未投与動物に移行しないように注意すること。一般に投与後最低1週間は投与動物を清浄区域に移動したり未感染動物に近づけないこと。
- (3) 本剤は、シラミの卵を殺さない。シラミの卵の孵化には最大3週間を要するので、投与後に孵化したプタジラミが認められる場合は本剤の再投与を行うこと。ただし本剤の再投与を行う場合は7日間以上の間隔をあけること。

【製品情報お問い合わせ先】

株式会社 科学飼料研究所 動薬部 〒370-1202 群馬県高崎市宮原町3-3 TEL:027-347-3223

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発症に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要であると認めるときは、上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所(<http://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>)にも報告をお願いします。

製造販売元

製造番号 LA

株式会社科学飼料研究所

使用の期限

東京都中央区八丁堀三丁目3番5号